

# 社会保険料について

社会保険（健康保険・厚生年金等の総称）は個人の報酬に応じて保険料や年金額が決定されます。この計算は標準報酬月額を基になされますが、その標準報酬月額を年ごとに計算し直すために提出するものが算定基礎届です。

そこで今回は、社会保険については私たちの専門分野ではありませんが、算定基礎届についてや最近増えている社会保険の調査についてお伝えさせていただきます。

## 1. 算定基礎届とは

毎年4～6月の3ヶ月間の平均給与額から被保険者の標準報酬月額を決定するために7月上旬に提出する書類のことを言います。

算定基礎届を提出することにより、その年の9月から1年間使用される標準報酬月額が決定されます。（ただし、年の途中で報酬の額が著しく変動した際に一定の条件にあてはまる場合は随時改定という手続きにより標準報酬月額が変更となります。）

### ❁ 対象者

7月1日の時点で被保険者の資格を有する人です。

（休職中や育児休業を取得してる方も含めます）

6月末までに退職した従業員、6月1日以降に被保険者となった従業員、7月に随時改定をする予定の従業員は対象となりません。

### ❁ 標準報酬月額の計算方法

標準報酬月額は、原則として4月～6月の報酬の総額を3で割って求めた金額がどの等級に当てはまるかによって決まります。ただし、病気等の欠勤によってある月の労働日数が他の月より少なくなっている場合もあるので、月の労働日数が17日に満たない場合は計算から除外されます。

また、計算には通勤手当や残業手当も含まれるため4月～6月の間に残業が多かった場合、標準報酬月額が高くなり保険料の負担額も高くなってしまいます。

### ❁ 提出方法について

事業主は対象者の報酬月額などを記入した算定基礎届を、その年の7月1日～10日迄の間に日本年金機構や健康保険組合に提出をします。提出方法としては郵送、窓口へ持参、電子申請などの方法があります。

## 2. 社会保険の調査について

最近、社会保険の調査が大変増えているようです。調査の主なポイントは次のとおりです。

- パート、アルバイトの適正な加入
- 社会保険の加入時期
- 社会保険の標準報酬月額が適正であるか
- 賞与支払届の提出もれや届け出に誤りがないか
- 60歳になる従業員を加入しているか

### ❁ 未加入者が見つかるとうなるか

社会保険の加入条件を満たしているのに加入を怠った場合は、入社日または加入要件を満たした日まで遡って、**最大2年間の保険料支払い**を要求されることがあります。

保険料は本人分と合算して会社に請求されますので、月12万円のパートタイマーが2年間遡って請求されると、請求額は80万円を超える計算となります。

従業員から遡って徴収すると従業員の負担も大きく、うまく徴収できないときには結果として会社が負担するケースもあります。

また、同じ勤務形態の方が何人もいる場合は高額になり会社にも大きな負担となります。

### ❁ 加入の対象者について

次の加入条件を満たす方が強制的に加入対象者となります。

- ・ 法人の代表者
- ・ 役員
- ・ 正社員
- ・ 使用期間中の従業員
- ・ パート、アルバイト（※）
- ・ 外国人従業員

※なお、パート・アルバイトは次の3要件を満たした場合に加入しなければなりません。

- ① 正社員の1日の所定労働時間のおおむね4分の3以上
- ② 正社員の1ヶ月の所定労働日数のおおむね4分の3以上
- ③ 上記①②の要件を満たしていなくても、次の「短時間労働者の要件」すべてに該当する
  - ・ 週の所定労働時間が20時間以上
  - ・ 勤務期間1年以上またはその見込みがある
  - ・ 月額賃金が8.8万円以上
  - ・ 学生以外
  - ・ 従業員501人以上の企業に勤務している

※ 2022年10月以降、従業員数が501名以上から101名以上に、勤務期間が1年以上見込みがあるから2か月を超えて見込みがあるに改正されます。

例えば、正社員が1日8時間・1ヶ月20日勤務の会社であれば、1日6時間以上（6時間を含む）かつ、1ヶ月15日以上（15日を含む）の勤務条件でパートタイマーを採用すれば、社会保険に加入しなければなりません。逆に言いますと、1日5時間勤務（4分の3未満）であれば、1ヶ月20日勤務であっても社会保険加入は不要です。

また、社会保険に加入させなくてもよい従業員は、主に以下の場合です。

- ① 週の所定労働時間又は月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満
- ② 2ヶ月以内の期間社員・日雇い・季節労働者である
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者である



調査の際に指摘事項があった場合、会社にも従業員にも大きな負担となってしまいます。不安な点がある場合は状況に応じて社会保険労務士の先生にご相談することをお勧めします。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。

作成者 大島